

研究委員会内規

(目的)

第1条 一般社団法人日本シミュレーション学会（以下「本会」という。）

は、本会の定款第54条に基づき、研究委員会を置く。

2. 研究委員会は、本会が行う各種の研究の推進、研究成果の発表、研究者間の交流の支援を行うことを目的とする。

(設立)

第2条 研究委員会の設立は、本会の会員（学生会員は除く）からの申請による。

2. 所定の様式で企画委員会に申請し、そこでの審議を経た後、理事会の承認を得るものとする。

(構成)

第3条 研究委員会の構成員は、本会の会員（学生会員は除く）でなければならない。

2. 研究委員会は、その構成員の中から、委員長1名と若干名の幹事、委員をおく。

3. 構成員には、必要に応じて本会会長名で委嘱状を発行する。

4. 構成員の任期は、原則1年間とし、再任を妨げないものとする。

(研究委員会の活動)

第4条 研究委員会は、次の活動を行う。

(1) 研究会・講習会の企画・運営（非会員の参加も可）

(2) 本会年次大会でのオーガナイズドセッション・シンポジウムの提案

(3) 学会誌での小特集の企画

(4) その他、研究者間の交流の支援に関する事項

(継続)

第5条 研究委員会を継続するためには、委員長は、毎年4月末日までに活動報告および会計報告、次年度の構成員リストを作成し、理事会に提出する必要がある。

(内規の改正)

第6条 本内規の改正は、企画委員会によって発議され、理事会によって承認されなければならない。

附 則

附則1

本内規の制定・改正の経緯は以下の通りである。

・令和4年5月25日理事会制定

附則2

本内規は、令和4年5月25日から施行する。